

平成 20年度 まちづくり研修事業を募集します

「まちづくり研修事業」は、南富良野町の未来に向けて豊で活力あるまちづくりを進めていくために、町民の皆さんが研修活動を行う費用の助成を目的とした制度です。平成 20 年度のまちづくり研修事業について、下記の実施要領のとおり募集しますので、ぜひご利用ください。

実 施 要 領

対象となる研修先

- ・国内に限定

対象となる事業

- ・まちづくりを推進するための事業
- ・産業を活性化推進するための事業
- ・文化・スポーツを推進するための事業
- ・その他まちづくりの推進に資すると認められる事業

対象者等

- ・申請日現在で、本町に 1 年以上居住している方
- ・団体（グループ）による研修事業の場合、対象者は 1 世帯 1 名とします。
- ・1 団体 4 名以内とします。
- ・過去 5 年の間に本事業の助成を受けた方は対象となりません。
- ・研修期間は、原則として 15 日以内です。
- ・町税を完納している方
- ・町が賦課する公共料金（上下水道使用料金、町営住宅等使用料等）に滞納がない方

研修者の義務

- ・研修事業報告書の提出
- ・地域づくり、まちづくり活動の実践
- ・研修後の活動計画および活動報告の提出（研修後 3 年間）

助成額

- ・研修事業に要する対象経費の 70% の範囲内で助成します。ただし、申請多数の場合は助成率を調整しますのでご注意ください。
- ・1 人当たりの助成限度額は 14 万円です。

助成対象経費

- ・南富良野町を出発地として、研修地までの往復航空賃、汽車賃、バスなど乗物代の実費
- ・研修、視察、宿泊費、滞在費、車両借上費用、技術習得等に要する経費、その他研修に必要とする経費

申請方法

平成 20 年度中の事業を計画されている方は、9 月 1 日から 10 月 31 日までに申請してください。

申請書の提出・問い合わせ先 企画課（企画振興係）☎ 52 2115

知っていますか？ 9 月 11 日は「警察相談の日」

警察相談専用ダイヤル 9110

プッシュ回線、公衆電話、携帯電話、PHS
で利用できます。

ダイヤル回線電話の場合

北海道警察本部 011 241 9110

旭川方面本部 0166 34 9110

防災意識の高揚、災害に備えて安心・我が家の防災、旭川方面富良野警察署 ☎ 22 2110

災害は、いつ、どこで、どのように起こるか分かりません。

突然やってくる災害から身を守るため、普段から災害に備えをしつかり持つことが大切です。

そのため、家族が離ればなれになったときの集まる場所や連絡の方法、市町村が指定している避難場所、災害時に持ち出す家族の大切なものなどを家族全員で確認しておきましょう。